

平成 26 年度長野県計画に関する
事後評価
(令和元年度実施分)

令和 3 年 1 月
長野県

3. 事業の実施状況

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【NO.9】 在宅療養退院支援事業	【総事業費】 22,766 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の実施主体	県内の医療機関	
事業の期間	平成 31 年 4 月 1 日～令和 2 年 3 月 31 日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	県内の医療機関では、入院患者が在宅復帰するにあたり、退院支援計画の作成、退院調整のためのカンファレンス等を行う専門スタッフの養成や配置が不十分な状況にある。在宅医療を推進するためには、退院後を見据え、入院中からケアマネージャーとの連携を行うスタッフの確保が求められている。	
	アウトカム指標： 在宅での看取りの割合（自宅及び老人ホームでの死亡）22.9%（H28 時点）→22.9%以上（全国トップクラスを維持）	
事業の内容（当初計画）	平均在院日数を短縮するため、退院調整支援員を養成・配置する医療機関への支援	
アウトプット指標（当初の目標値）	退院調整（支援）機能を強化する医療機関の増：1 医療機関（新規）	
アウトプット指標（達成値）	退院調整（支援）機能を強化する医療機関の増：1 医療機関（新規）	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： 在宅での看取りの割合（自宅及び老人ホームでの死亡）25.0%（R1 時点）→25.0%以上（全国トップクラスを維持）	
	<p>（1）事業の有効性</p> <p>医療機関、訪問看護ステーション等との連携体制の整備及び機能拡充を支援し、在宅患者の急変時受入や在宅療養への移行の円滑化をもって、地域における在宅医療を推進できた。</p> <p>（2）事業の効率性</p> <p>在宅療養への移行を円滑にする退院支援専任職員の人件費等の補助を通じ、効率的に、在宅復帰率の向上や平均在院日数の短縮につながっている。</p>	
その他		

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【NO.15】 訪問看護支援事業	【総事業費】 4,001 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の実施主体	長野県（委託先：公益社団法人長野県看護協会）	
事業の期間	平成 31 年 4 月 1 日～令和 2 年 3 月 31 日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	高齢社会の進展により、従来の病院完結型医療から地域で患者を支える医療体制への移行が求められている現在、在宅療養患者へ訪問看護の体制強化が急務となっている。	
	アウトカム指標：訪問看護ステーションの看護職員数 983 人（2016 年時点）→1,104 人（2020 年目標）	
事業の内容（当初計画）	在宅医療の推進を推進していくうえで、県内の各圏域における訪問看護師に求められる知識・技術に即した研修体系と研修内容の検討を行うことで、訪問看護師の確保・資質向上を図る。 また、訪問看護師が看取りを行ううえで必要となる高度な医療処置の方法の習得や在宅療養支援に関する先進事例を学習する場を設ける。	
アウトプット指標（当初の目標値）	訪問看護師専門研修受講者数：100 名	
アウトプット指標（達成値）	訪問看護師専門研修受講者数：900 名（延べ）	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： ・訪問看護ステーションの看護職員数 1,134 人（H31.3.31 時点）	
	<p>（1）事業の有効性 本事業により訪問看護師が県内各地で研修を受けることができるようになり、受講者数が増加した。</p> <p>（2）事業の効率性 県内各地域での研修と県中央部（松本市）で行う研修を分け実施している。</p>	
その他		

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【NO.20】 薬剤師を活用した在宅医療推進研修会	【総事業費】 657 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の実施主体	長野県薬剤師会	
事業の期間	平成 31 年 4 月 1 日～令和 2 年 3 月 31 日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	<p>将来の在宅医療ニーズに対して、薬剤師が在宅医療に参画することで、在宅医療における薬学的管理が充実し、在宅療養患者のQOLの向上が期待できることから、地域包括ケアへの薬剤師の積極的な関わりが求められている。</p> <p>一方、平成 27 年 1 月に国が策定した「新オレンジプラン」（認知症施策推進総合戦略）において、薬剤師の認知症対応力向上が求められており、「認知症」のある方への理解を深め、「認知症」患者に寄り添った対応ができることが、在宅訪問業務を行う薬剤師に求められている。</p>	
	<p>アウトカム指標：訪問薬剤管理指導実施薬局数の増加 438 薬局（H29 時点）→ 459 薬局（R2 目標）</p>	
事業の内容（当初計画）	薬剤師が在宅訪問業務を行う上で接する機会が多い「認知症」患者への対応をテーマに体験型の研修を実施する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	研修会参加者数：100 名	
アウトプット指標（達成値）	研修会参加者数：62 名	
事業の有効性・効率性	<p>事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： 訪問薬剤管理指導実施薬局数 438 薬局（H29）→ 626 薬局（R1）</p>	
	<p>（1）事業の有効性 実践的な知識・技能習得のためのスキルアップ研修会等を実施することができ、薬剤師が在宅医療に積極的に参画していくための基盤づくりができた。</p> <p>（2）事業の効率性 県薬剤師会に委託することにより、全県的な取組みを行うことができた。</p>	
その他		

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【NO.21】 在宅医療運営総合支援事業	【総事業費】 62,425 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の実施主体	県内の医療機関	
事業の期間	平成 31 年 4 月 1 日～令和 2 年 3 月 31 日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	<p>地域医療構想により地域全体で医療を支える体制が求められている中、入院医療の機能分化により増加する軽症急性期患者や病院外で療養を行う患者への対応を今後縮小する急性期機能以外の一次医療で担う体制の整備が求められている。</p> <p>アウトカム指標：2025 年の必要病床数の必要量を参考値とした医療介護提供体制に向けた病床機能の見直し</p>	
事業の内容（当初計画）	軽症急性期患者や病院外で療養を行う患者への対応を行うことができる体制の整備及び地域内での輪番制による終末期患者の対応ができる体制構築に対する支援	
アウトプット指標（当初の目標値）	<ul style="list-style-type: none"> ・軽症急性期患者や病院外で療養を行う患者への対応を行うことができる医療機関数：600 医療機関 ・輪番制による病院外療養を行う終末期患者への対応ができる体制を構築する地域：2 地域 	
アウトプット指標（達成値）	<ul style="list-style-type: none"> ・軽症急性期患者や病院外で療養を行う患者への対応を行うことができる医療機関数：585 医療機関 ・輪番制による病院外療養を行う終末期患者への対応ができる体制を構築する地域：1 地域 	
事業の有効性・効率性	<p>事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： 在宅での看取りの割合（自宅及び老人ホームでの死亡）25.0% (R1 時点) →25.0%以上（全国トップクラスを維持）</p> <p>（1）事業の有効性 県医師会が行う在宅医療や看取りを実施・支援している医療機関、当番制による在宅看取り体制を構築・運営する郡市医師会に対する補助事業を支援し、在宅医療提供体制の充実を図っている。</p> <p>（2）事業の効率性 県医師会への支援により、効率的な事業執行につながっている。</p>	
その他		

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【NO.23】 在宅医療設備整備事業	【総事業費】 5,962 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の実施主体	県内の医療機関	
事業の期間	平成 31 年 4 月 1 日～令和 2 年 3 月 31 日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	<p>高齢者の多くが住み慣れた自宅や地域で暮らし続けたいと考える中、身近な生活圏域で様々な主体により高齢者を支えることのできる地域包括ケア体制の構築が求められている。その1つとして、在宅医療の提供体制の拡充は不可欠であり、特に長野県では、県土が広く、中山間地も多いため、患者宅等における医療サービスの効率的な提供も必要となっている。</p> <p>アウトカム指標：在宅での看取りの割合（自宅及び老人ホームでの死亡）23.8%（H29時点）→23.8%以上（全国トップクラスを維持）（2020年目標）</p>	
事業の内容（当初計画）	訪問診療又は訪問看護を增强するための設備整備（訪問用車両、診療機器、患者情報記録用の情報端末類等）に対して補助する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	訪問診療又は訪問看護体制を強化する医療機関数：5 機関	
アウトプット指標（達成値）	訪問診療又は訪問看護体制を強化する医療機関数：2 機関	
事業の有効性・効率性	<p>事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： 在宅での看取りの割合（自宅及び老人ホームでの死亡）25.0%（R1 時点）→25.0%以上（全国トップクラスを維持）</p> <p>（1）事業の有効性 訪問診療又は訪問看護の実施に必要な医療機器や訪問用車両等の整備を支援することで、地域の在宅医療の充実を図る。</p> <p>（2）事業の効率性 訪問診療・訪問看護・訪問リハビリテーションに係る職員を 1 名増員し、車両 1 台につき月訪問件数を 80 件以上増加させる体制を確保する場合は補助対象としており、効果的に事業を展開している。</p>	
その他		

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【NO.24】 精神障がい者在宅アセスメントセンター事業	【総事業費】 11,834 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の実施主体	長野県	
事業の期間	平成 31 年 4 月 1 日～令和 2 年 3 月 31 日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	精神障がい者が安心して療養生活を送るためには、医療機関が休診となる夜間中、精神疾患を理由としたパニックや病状が悪化した場合に、医療相談を受け付け、緊急入院の要否を判断し、緊急入院不要の場合は在宅で適正な医療・福祉的支援が受けられるようにアドバイスできる相談窓口が必要となっている。	
	アウトカム指標：精神障がい者等の 3 ヶ月以内の再入院率（1 年未満入院患者）27%（H26年時点）→20%以下（R2目標）	
事業の内容（当初計画）	精神障がい者からの医療相談や警察・消防の関係機関からの相談を受けて緊急入院の要否を判定し、要入院患者については受診先を紹介、入院不要患者については支援機関への繋ぎや在宅支援プログラムの作成等により、在宅で適正な医療・福祉的支援が受けられるような体制へ導く夜間の相談窓口を設置する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	年間 250 件以上の相談を受け付ける。	
アウトプット指標（達成値）	延べ相談件数：428 件	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： ・精神障がい者等の 3 ヶ月以内の再入院率（1 年未満入院患者）20%以下	
	<p>（1）事業の有効性</p> <p>夜間における精神障がい者本人やその家族等並びに医療機関や警察・消防等の関係機関からさまざまな精神医療相談を通年で受け付け、精神科救急医療体制の整備が図られた。</p> <p>（2）事業の効率性</p> <p>電話聴取による精神医療相談の内容に基づき、緊急受診の要否についてトリアージを行った上で、受診要対象者を医療に繋げたほか、その他の者に対しては関係機関への取り次ぎや支援制度の紹介などを通して在宅療養に繋げることができた。</p>	
その他		

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【NO.36】 新人看護職員研修事業	【総事業費】 5,485 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の実施主体	公益社団法人長野県看護協会	
事業の期間	平成 31 年 4 月 1 日～令和 2 年 3 月 31 日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	<p>県内の病院に勤務する新卒の看護職員のうち、約 6 %が離職している状況であり、その離職理由として、学校での看護基礎教育と臨床現場で求められる技術・能力のギャップが挙げられている。</p> <p>この新人期のギャップを緩和するために、基本的な臨床実践能力の獲得を図る研修を実施する必要があるが、小規模の医療機関等では、研修責任者等が研修実施に必要な能力が十分に備わっていないなどの理由から、自施設において研修を行うことが困難な状況にある。</p>	
	<p>アウトカム指標：人口10万人あたりの就業看護職員数 1,389.7 人（2016 年時点）→ 1,389.7 人以上（2022 年目標）</p>	
事業の内容（当初計画）	<p>病院等において、新人看護職員が基本的な臨床実践能力を獲得するための研修及び病院等の責任者等が新人看護職員研修の実施に必要な能力を習得する研修の実施に要する経費に対して補助する。</p>	
アウトプット指標（当初の目標値）	<p>○新人看護職員集合研修受講者数：150名 ○研修責任者研修受講者数：50名 ○教育担当者研修受講者数：50名 ○実地指導者研修受講者数：80名</p>	
アウトプット指標（達成値）	<p>○新人看護職員集合研修受講者数：174 名 ○研修責任者研修受講者数：241 名 ○教育担当者研修受講者数：66 名 ○実地指導者研修受講者数：77 名</p>	
事業の有効性・効率性	<p>事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： 人口 10 万人あたり就業看護職員数 1436.9 人（H30 年 12 月）</p>	
	<p>（1）事業の有効性 新人看護職員の臨床実践能力の獲得するための研修を行うことで、就業後のギャップを軽減することができた。また、医療機関の研修責任者に対しては、看護職員の継続教育を修得する機会となった。</p> <p>（2）事業の効率性 小規模医療機関の看護職員に対して集合研修を行うことにより、各医療機関で個別に研修を行うよりも効率的に同水準の研修を提供できた。</p>	
その他		